

2022年3月14日

埼玉県経営者協会
会長 原 敏成 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 近藤 嘉



中小企業の労働条件格差是正に関する要請

貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は当連合会の運動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、経営基盤の弱い中小企業や有期・短時間・契約等の労働者は厳しい状況に置かれ、とりわけ非正規雇用の7割を占める女性労働者の雇用が不安定化し、生活面への影響が大きく出ています。以前、苦境に直面する産業もあるが、日本全体がこれから回復を目指す中では、「人への投資」が必要であり、経済や企業業績が良くなってから賃上げするのではなく、賃上げによる消費喚起によって企業が活性化する経済の自律的成長を目指していかなければなりません。また、地域経済の活性化の実現のためには、公労使それぞれが課題解決への取り組みを継続強化していく必要があります。

このような状況の中、連合は『未来をつくる。みんなでつくる。』をスローガンに掲げ、コロナ禍でも「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、2022春季生活闘争に取り組んでいます。また、1995年から「地域における不合理な賃金格差の是正」に向け、地域における賃金の産業・地場相場を形成するための「地域ミニマム運動」にも取り組んでいます。

私たち連合埼玉でも、県内の未組織労働者の処遇改善に広く波及させるべく、社会への浸透のための運動および中小・地場組合を支援する活動を推進しています。その一環として、県内の労働者の賃金実態の把握と格差の是正をはかるため、埼玉県下全域の中小企業労働者を対象に労働条件の実態調査を実施しました。その結果をもとに、大規模企業とのさまざまな格差や中小企業がおかれている状況や実態、また生活保護基準と連合最低生計費を勘案し、めざすべきポイント年齢別の最低賃金基準を下記のように設定しました。つきましては、連合埼玉の「地域ミニマム運動」の取り組み主旨をご理解いただき、貴会の会員事業主に対する、適切なお指導を賜りますようお願いする次第です。

記

「2022年度 年齢別最低賃金基準」の理解と設定基準以下の事象がある場合は、本年度の改定で是正をはかり、この水準以上に引き上げることを要請します。

(1) 2022年度「年齢別最低賃金基準」(ミニマム賃金)

20歳	169,000円
25歳	193,000円
30歳	210,000円
35歳	228,000円
40歳	240,000円
45歳	261,500円

ミニマム賃金は年齢別基準の目標値として提示しています。各年齢別の最低賃金水準は、25歳年齢ポイント(4,000円UP)以外は昨年と同額です。

- ① 賃金は、男女同一です。
- ② 年齢は今年の4月1日現在の満年齢です。
- ③ 設定額は、いずれも今年の4月分給与からです。
- ④ この金額は、時間外手当・休日出勤・交替手当・通勤手当を除き、毎月決まって支払われる所定労働時間内の賃金です。

(2) 設定基準の根拠と考え方

(別紙、添付資料参照)

以上